

大分県食品適正表示推進者制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、全国で発生する産地偽装やアレルギー物質の表示欠落等に対して、消費者が食品表示に不信感をいただいていることを重く受け止め、大分県（以下「県」という。）が大分市（以下「市」という。）及び一般社団法人大分県食品衛生協会（以下「協会」という。）と連携し、関係法令に基づく食品の適正表示について責任を有する県内の食品の製造業、流通業、量販店、直販所等（以下「食品等事業所」という。）において、食品の適正表示及び消費者へ正確な情報提供等を担う食品適正表示推進者（以下「表示推進者」という。）の設置をすることにより食の安心確保を図ることを目的とする。

(表示推進者の役割)

第2条 表示推進者は、各食品等事業所における食品表示の責任者として、次の事項に努める。

- 一 関係法令に基づく適正な食品表示の取組を行うこと。
- 二 消費者の求めに応じ、食品の表示に関する情報提供を行うこと。
- 三 食品衛生管理者及び食品衛生責任者が設置されている場合は、その者と連携した食品表示に関する取組を行うこと。

(講習会の実施)

第3条 表示推進者になろうとする者は、協会が実施する大分県食品適正表示推進者講習会（以下「講習会」という。）を受講しなければならない。

- 2 講習会は協会が実施し、県は講師派遣等の支援を行う。

(表示推進者並びに設置店の登録)

第4条 県は、協会の実施する講習会を受講した者を表示推進者として登録をするとともにその表示推進者がいる食品等事業所を食品適正表示推進者設置店（以下「設置店」という。）として登録をするものとする。

- 2 協会は県が登録した受講者に対し、食品適正表示推進者講習会受講済証（以下「受講済証」という。）（第1号様式）並びに食品適正表示推進者設置店証（以下「設置店証」という。）（第2号様式）を交付する。

(設置店の登録の取消し)

第5条 県は、前条の規定により登録した設置店から表示推進者がいなくなったときは、登録を取消することができる。

- 2 前項の規定により登録を取消されたときは、速やかに設置店証を協会に返納しなければならない。

(受講済証又は設置店証の記載事項の変更)

第6条 表示推進者は、受講済証に記載する事項(氏名)又は設置店証に記載する事項(店舗名、氏名)に変更があった場合は、交付済の受講済証又は設置店証を添えて変更届(第3号様式)を協会に提出することとし、提出後、協会は速やかに変更後の受講済証又は設置店証を交付するものとする。

(設置店の公表)

第7条 県は、設置店を登録したときは、当該食品等事業所の名称、所在地等を公表する。

(雑則)

第8条 本制度に関する事務は、協会において処理する。

2 この要綱に定めるもののほか、本制度の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成21年8月1日から施行する。

附 則

平成25年4月1日一部改正

第1号様式(第4条第2項関係)

(表)

第	号
食品適正表示推進者講習会受講済証	
フリガナ	
氏名	〇〇 〇〇
上記の者は、大分県食品適正表示推進者講習会を受講したことを証します。	
平成	年 月 日
(一社) 大分県食品衛生協会長	

(裏)

【食品適正表示推進者の役割】
各食品等事業所における食品表示の責任者として、次の事項に努める。
(1) 関係法令に基づく適正な食品表示の取組を行うこと。
(2) 消費者の求めに応じ、食品の表示に関する情報提供を行うこと。
(3) 食品衛生管理者及び食品衛生責任者が設置されている場合は、その者と連携した食品表示に関する取組を行うこと。

※大きさは名刺サイズ(縦55mm×横91mm)とする。

※表面の受講済証番号は、西暦の下2桁と3桁の通し番号を組み合わせて記載する。

(例) 09 001

（一社）大分県食品衛生協会長 殿

受講済証番号：

氏 名：

大分県食品適正表示推進者変更届（受講済証・設置店証）※

下記の登録事項について、変更があったので届け出します。

記

項目名	変更前	変更後
氏名		
店舗名		

※(受講済証・設置店証)は、変更するものを○で囲んでください。

※変更する項目のみ記入してください。

※変更する交付済の受講済証又は設置店証を添付してください。